

日本体育大学動物実験施設における緊急事態対策マニュアル
(横浜・健志台キャンパス版)

II. 動物実験施設管理者ならびに利用者

(はじめに)

緊急事態と称するもの

- ① 災害等による人や施設,実験動物等への被害
- ② 事故による人や施設,実験動物等への被害
- ③ 実験動物の逃走
- ④ 環境保全上の問題等の発生

1. 勤務時間内における緊急事態時の対応

1.) 緊急事態発生時には,先ず身体の安全を確保し,規模が小さければ初期消火等を行い環境保全・安全の確認に努めること.

2.) 飼育作業中の実験動物への対応

- ・ 直ちに実験動物を各プラスチックケージに収容後,プラスチックケージを飼育棚所定の位置へ戻すこと.
- ・ プラスチックケージの落下防止措置を講ずること.
- ・ 飼育棚の転倒防止措置を講ずること.
- ・ やむを得ず上記が不可能な場合,プラスチックケージを床に置き,安定した状態に保つこと.

3.) 運転中の研究機器への対応

- ・ オートクレーブ等の研究機器は直ちに緊急停止ボタンを押し,停止した後,電源を必ず切ること.
- ・ 可能ならば,蒸気バルブ等を閉栓すること.

4.) 使用中のガス・電気・水道・蒸気への対応

- ・ 直ちに閉栓する.閉栓時には安全確認を怠らないこと.

5.) エレベータ使用中の対応

- ・ 直ちに近くの階に停止させ,脱出すること.
- ・ 脱出困難な場合,非常ボタンを押し続けて管理者に連絡すること.

6.) 動物飼育 実験室からの脱出

- ・ 脱出時,実験動物の脱走を防ぐため必ず動物飼育 実験室の扉を閉めること.

- ・ 時間的な余裕がある場合,施錠をすること.

7.) 緊急事態発生時の通報および連絡体制

- 緊急事態発生時,その発見者は直ちに実験責任者および中央監視室へ連絡をとること.

a. 中央監視室への連絡

- ・ 中央監視室職員は被害状況の確認を行い,施設管理者へ連絡すること.
- ・ 中央監視室職員は動物実験施設長もしくは動物実験施設管理者もしくは実験責任者の指示に従い,館内放送を行う.
- ・ 実験責任者および実験実施者は被害の状況を確認し,施設管理者へ連絡すること.

b. 土日祝日における対応

- ・ 中央監視室へ連絡後,館内放送を利用し学内への緊急事態発生を通達すること.

8.) 緊急事態発生時の所定場所への避難.

- ・ 緊急事態発生時は所定の対応を行った後,下記避難場所へ速やかに移動すること.

避難場所 (ラグビー場、陸上競技場)

注) 震災時の拡大する火災の場合

こどもの国 (青葉区区広域避難場所)

9.) 救出および初期消火活動

- ・ 緊急事態の規模が小規模の場合,実験責任者ならびに施設管理者の指示に従い,逃げ後れた人の救出および初期消火活動を行う.

10.) 実験実施者の安否確認

- ・ 実験実施者の状況や作業場所を実験責任者および施設管理者に連絡,安否を確認する.

11.) 動物実験施設外への脱出

- ・ 最も近い非常口あるいは階段を利用して速やかに建屋外へ脱出すること.
- ・ 脱出時には扉を確実に閉めること.

12.) 緊急事態発生後の安全確認と施設内の被害状況把握および復旧作業

- ・ 施設管理者ならびに実験責任者の立ち会いのもと,施設内被害状況および実験動物の状態を把握すること.

13.) 復旧作業

- ・ 倫理審査委員会及び関係各所と協議の上、対応を行う。

2. 勤務時間外の場合

1.) 動物実験施設あるいは指定場所への集合

- ・ 実験責任者ならびに施設管理者は可能な限り出勤し,緊急事態発生時における施設利用状況および被害状況についての把握に努めること.
- ・ 実験実施者は実験責任者もしくは施設管理者の指示があるまで下記の避難場所で待機すること.

避難場所（ラグビー場、陸上競技場）

2.) 施設管理者の指示に従い,職員および利用者の安否・出勤の可否について職員同士で確認すること.

3.) 安全確認後,施設内の状況把握

- ・ 実験責任者,施設管理者もしくは実験実施者が安全確認後,施設内へ入場し被害状況および実験動物の状態把握に努めること.

4.) 復旧作業

- ・ 倫理審査委員会及び関係各所と協議の上、対応を行う。

3. 指示命令系統

- ・ 別紙 1 参照

4. 緊急時の連絡について

- ・ 別紙 2 参照

実験動物の緊急時への対応について

1. 動物福祉上の注意

(a) 水の確保

水源確保(井戸水や貯水を含む),給水ラインの破断防止措置を講ずること.
緊急時用給水用具の確保を事前にしておくこと.

(b) 飼料備蓄

最低 1 ヶ月程度の飼料を備蓄しておく.飼料は可能な限り長期間の室温保存に耐えうるものが望ましい.

(c) 空調機能

空調機能を確保しておくこと.自家発電装置は飼養保管設備をカバーできる程度の高出力であることが望ましい.不可能な場合,家庭用空調機能設備等を使用し,災害時に備えておくこと.

(d) 汚物処理

飼育時汚物処理に対する処置を講じておくこと.災害時は,可能ならば床敷を替え,食餌・水を継ぎ足すなど長期飼育に対する対策を講じておくこと.

(e) 飼育環境の保全

震度 5 以上の直下型地震にも耐えうるように飼育ラックおよび排気装置に対し,固定するなどの転倒防止措置を講じること.

2. 地域環境保全への配慮

(a) 動物の逃亡防止措置

緊急時に実験動物を逃亡させないため,動物飼育ケージを必ずラック内に戻すこと.動物実験時に災害が起きた場合,速やかに飼育ケージに戻し,ラック内に動物を保全すること.

(b) 地域住民への対応

緊急時,地域住民の求めがあった場合に限り,実験動物施設の構造・研究内容・保全状況等について説明または資料の提供をできるように心がける.

3. 緊急事態発生時における措置

緊急事態発生時,動物実験実施者および実験動物管理者・責任者は相互に協力

し下記の措置を講じること。

- ・ 飼養保管設備および実験室の施錠を行い,実験動物を施設外へ逃亡させないこと.
- ・ 実験動物の逃亡,死亡の確認を行い,適切に処理すること.
- ・ 動物実験施設の保全・復旧に努めること.
- ・ 水および飼料の確保が難しい場合,やむを得ず処理をする場合,人道的な方法を用いて安楽死させること.

4. 休日,夜間および緊急時の連絡体制

- ・ 別紙 2 参照

別紙2：緊急事態発生時における連絡系統について

日本体育大学 横浜・健志台キャンパス
動物飼育室緊急事態発生時における連絡網

